

議第29号

呉市地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不  
均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について

呉市地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に  
関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不  
均一課税に関する条例の一部を改正する条例

第1条中「第5条第16項」を「第5条第15項」に、「同条第4項第4号」を  
「同条第4項第5号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

地域再生法の一部改正に伴い、所要の規定の整理をするため、この条例案を提出  
する。